

家計急変用

県立学校教育用端末貸与申請 提出書類チェックリスト

- ①該当する世帯状況いずれかの口に✓を記入し、提出書類を確認してください。
 ②提出期限（3月25日）までに事務室へ提出してください。

	世帯状況	チェック欄	提出書類
親権者がいる	親権者が2名である。（両親）	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式） ・親権者2名の課税証明書等 ・家計急変についての申立書（第7号様式） ・親権者2名の家計急変後の収入状況確認書類（離職票、解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書等）
	親権者が1名である。（離婚、死別等） ※親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合を除く	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式） ・親権者1名の課税証明書等 ・家計急変についての申立書（第7号様式） ・親権者1名の家計急変後の収入状況確認書類（離職票、解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書等）
	親権者が2名であるが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情がある。 ※上記の事情があり、親権者1名の課税証明書等が提出できない場合	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式） ・親権者1名の課税証明書等 ・家計急変についての申立書（第7号様式） ・親権者1名の家計急変後の収入状況確認書類（離職票、解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書等）
親権者がいない	未成年後見人が選任されている。 ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式） ・未成年後見人の課税証明書等（全員分） ・家計急変についての申立書（第7号様式） ・未成年後見人の家計急変後の収入状況確認書類（全員分）（離職票、解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書等）
	未成年後見人が選任されておらず、生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）が存在する。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式） ・主たる生計維持者の課税証明書等 ・家計急変についての申立書（第7号様式） ・主たる生計維持者の家計急変後の収入状況確認書類（離職票、解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書等）
	未成年後見人、主たる生計維持者が存在せず、生徒本人が成人に達している。	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式） ・生徒本人の課税証明書等 ・家計急変についての申立書（第7号様式） ・生徒本人の家計急変後の収入状況確認書類（離職票、解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書等）

（注意事項）課税証明書等は、令和4年分のものを提出してください。